

会議録・平成28年9月14日第3回定例会（第6日）

1. 招集の年月日 平成28年8月26日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 9月14日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 惠三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	松本 雅之	まち整備課長	堀 真
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久
農業委員会事務局長 田中 一夫 教育委員長 竹本留美子
監査委員 西村 和久

1. 会議録署名議員

7番 乾 健郎 8番 江 京子

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書
- 日程第3 発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書
- 日程第4 発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書
- 日程第5 発議第7号 防災対策の充実を求める意見書
- 日程第6 発議第8号 無年金者対策の推進を求める意見書
- 日程第7 発議第9号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見通しに関する意見書
- 日程第8 発議第10号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
- 日程第9 発議第11号 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書
- 日程第10 発議第12号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書
- 日程第11 発議第13号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
- 日程第12 発議第14号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
- 日程第13 同意第19号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第14 同意第20号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第15 報告第11号 平成27年度明和町継続費精算報告書

- 日程第16 議案第48号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程第17 議案第49号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第18 議案第50号 松阪飯多農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第51号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第52号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第53号 いつきのみや歴史体験館条例の全部を改正する条例
- 日程第22 議案第54号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第23 議案第55号 平成27年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第24 議案第56号 平成28年度明和町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第57号 平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第58号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第59号 平成28年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第60号 平成28年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第61号 平成28年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 認定第1号 平成27年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第31 認定第2号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第32 認定第3号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定
- 日程第33 認定第4号 平成27年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会
計歳入歳出決算認定
- 日程第34 認定第5号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算認定
- 日程第35 認定第6号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定
- 日程第36 認定第7号 平成27年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定
- 日程第37 認定第8号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定
- 日程第38 認定第9号 平成27年度明和町水道事業決算認定
- 日程第39 認定第10号 平成27年度菊狭間環境施設整備組合一般会計歳入
歳出決算認定
- 日程第40 議案第62号 平成28年度 防-2 災害対策事業明和町デジタル
防災行政無線（移動系）整備工事請負契約

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

定刻前ですけれども、全員そろっておりますので、ただいまから、平成28年第3回明和町議会定例会第6日目の会議を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

7番 乾 健 郎 議員

8番 江 京 子 議員

の両名を指名します。

◎発議第4号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第5号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第3 発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第6号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第4 発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書を採決します。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第7号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第5 発議第7号 防災対策の充実を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書を採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第8号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第6 発議第8号 無年金者対策の推進を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第8号 無年金者対策の推進を求める意見書を採決します。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第9号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第7 発議第9号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第9号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を採決します。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第10号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第8 発議第10号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第10号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書を採決します。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付いたします。

◎発議第11号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第9 発議第11号 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第11号 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書を採

決めます。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第11号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第12号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第10 発議第12号 有害鳥獣対策の推進を求め
る意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第12号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第12号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書を採決します。

発議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第12号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第13号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第11 発議第13号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第13号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第13号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を採決します。

発議第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第13号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第14号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第12 発議第14号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第14号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第14号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書を採決します。

発議第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎同意第19号・20号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第13、日程第14、お諮りします。

日程第13 同意第19号、日程第14 同意第20号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、日程第13 同意第19号及び日程第14 同意第20号を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長か

○町長(中井 幸充) おはようございます。ただいま、一括上程されました、同意第19号と同意第20号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は農業委員会の委員の定数15名のうち現在2名が欠員となっており、その欠員補充のため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

まず、同意第19号におきましては、大字明星1930番地に在住の尾西一夫氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。尾西一夫氏は、昭和26年7月26日生まれの65歳で、長年にわたり農業に従事されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、明星地区自治会より農業委員として適任者であると推薦されています。

よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第20号につきましては、大字岩内146番地に在住の児島吉男氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。児島吉男氏は、昭和26年7月7日生まれの65歳で、明和土地改良区理事、宮川用水土地改良区理事等を歴任されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、明和土地改良区により農業委員として

適任者であると推薦されています。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、これから、同意第19号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第19号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、同意第19号は、同意することに決定しました。

続きまして、同意第20号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第20号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、同意第20号は、同意することに決定しました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎報告第11号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第15 報告第11号 平成27年度明和町継続費精算報告書を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

報告第11号 平成27年度明和町継続費精算報告書について、ご報告いたします。

当該事業は、公共下水道明和处理区の下水流入量の増加に伴い、明和浄化センター内の汚水処理施設を1基増設するため、平成26年度に継続費の予算をお認めいただき、2カ年事業で工事を行いました。

平成27年度をもって事業を終了したことから、地方自治法第145条第2項の規定に基づき、本定例会において精算報告を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして、ご説明いたします。

下記の精算報告書をご覧ください。

全体計画の合計額2億3,370万円に対して、支出済額が2億1,668万円で、1,702万円の残額となりました。入札差金によるものでございます。支出済額2億1,668万円の財源内訳につきましては、国県支出金が1億851万5,000円、地方債9,910万円、その他特定財源が906万5,000円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第11号を終わります。

◎議案第48号・49号・50号の上程～採決

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第16 議案第48号及び日程第18 議案第50号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第16 議案第48号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議について

日程第17 議案第49号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

日程第18 議案第50号 松阪飯多農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

を一括上程し、議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めす。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま一括上程されました、議案第48号から議案第50号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第48号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議につきましては、平成29年4月1日に予定する三重県農業共済組合発足に伴い、平成29年3月31日をもって、松阪飯多農業共済事務組合が解散することになり、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第49号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきましては、松阪飯多農業共済事務組合が解散することに伴い、

当組合の財産を処分することについて、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第50号 松阪飯多農業共済事務組合規約の変更に関する協議につきましては、松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴い、事務の継承団体を規約に明記するため、同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（松本 雅之） それでは、各議案につきまして、順次、その詳細を説明いたします。

まず、議案第48号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議につきましては、提出資料の7-1-1を合わせてご覧ください。

提案理由の説明にもございましたとおり、松阪飯多農業共済事務組合を含みます、三重県内全ての農業共済組合と、三重県農業共済組合連合会では、県下で1つの組合となるための準備を進めております。去る7月7日には、各組合の管理者等によります、組織整備予備契約、調印も整っております。

平成29年3月31日の松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴い、翌4月1日に津市内に本所を置く、三重県農業共済組合の発足を予定し、松阪飯多農業共済事務組合を含む、現在の各農業共済事務所は引き続き支所という位置づけにより、業務を継続していく形となります。

次に、議案第49号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議につきまして、その詳細を説明いたします。

提案理由の説明にもございましたとおり、松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴い、同組合の財産を処分する必要があるがございます。処分を行う財産の項目等詳細につきましては、議案書6ページと7ページ、別紙財産項目と帰属先の一覧表をご覧ください。一覧表では、最上段の有形固定資産、事務所以下それぞれの財産項目ごとに、その数量、面積等、帰属先、備考について記載をしております。これら全ての財産の帰属先につきましては、松阪飯多農業共済組合の解散に伴い発足をいたします、三重県農業共済組合となります。

最後に、議案第50号 松阪飯多農業共済事務組合規約の変更に関する協議につきまして、提出資料7-1-2、組合規約新旧対照表を合わせてご覧ください。

提案理由の説明にもございましたとおり、松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴い、平成29年4月1日以降に行う、平成28年度分の共済事務について、同組合、現在の組合を構成するいずれかの市町が承継し、そのことを規約の変更により明記する必要があるがございます。

共済事務の承継団体につきましては、多気町とし、このことを組合が解散した場合においては、多気町が事務を承継するという条項を、第16条として規約に追加するものがございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 一括上程しました議案の詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第48号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第48号の質疑を終わります。

続きまして、議案第49号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴う財産処

分に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第49号の質疑を終わります。

続きまして、議案第50号 松阪飯多農業共済事務組合理約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第50号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから一括上程した議案の採決を行います。

まず、議案第48号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に関する協議についてを採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号 松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号 松阪飯多農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

以上で一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第51号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第19 議案第51号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました、議案第51号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町民税の特定医薬品等購入費に係る医療費控除の創設や軽自動車税のグリーン化特例の延長などについて、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北岡 和成） 失礼します。

それでは、議会資料の3-1をおめくりください。

1ページ目でございます。

本件は、地方税法及び所得税法等の一部改正に伴いまして、関係条項を整理させていただくものでございます。

まず第19条でございますが、納期限後の延滞金にかかる規定で、法改正に伴いまして、延滞金の期間計算について、一定の場合はその計算期間から除算する旨の改正規定と、条文整理になっております。

それから、3-2をおめくりいただきまして、下段の第43条の町民税にかかる改正規定、それからずっとおめくりいただきまして、3-5の48条及び3-7、第10条の法人町民税にかかる改正規定も、延滞金の期間計算について、一定の場合にその計算期間から除算する旨の改正規定でございます。

それから、さらに後ろのほうの3-9の下段、第56条、3-11の59条につきましては、法改正に伴う字句等の条文整理でございます。

それから、附則の第6条でございますが、こちらのほうは特定医薬品、特定一般医薬品等の購入費にかかる医療費控除の特例を定める規定でございます。

す。これは政府の推進するセルフメディケーションの一環で、納税者が前年中に、健康の保持、増進及び疾病予防の取り組みを行っている場合に、一定のスイッチOTC薬を使用した場合の医療費控除を創設する規定でございます。

続きまして、附則10条の2でございますが、こちらのほうは固定資産税の償却資産の課税標準にかかる特例で、従来、地方税法で定められておりました太陽光発電等の設備につきまして、期間を2年間延長するとともに、わが町特例として、改めて町条例で軽減割合を定めるもので、軽減割合は法に定める標準割合でございます。

9号につきましては、風力発電。10号は水力、11号は地熱、12号バイオマス発電設備というふうになっております。

それから、附則の第10条の3は、地方税法施行令の改正による条文整備です。

それから、資料3-13の附則の第16条でございますが、こちらのほうは軽自動車税の税率の特例で、平成28年度中に初回登録を受けた車両につきまして、軽自動車税のグリーン化特例を1年延長する旨の改正規定でございます。

続きまして、少しおめくりいただきまして、3-16の附則第20条の2につきましては、台湾と日本との租税に関する取り決めが成立しまして、関係法令が整備されましたので、国内在住者が台湾の投資事業組合等から受け取った利子や、配当等の所得につきまして、分離課税の申告対象とする旨の改正でございます。

第20条の3は、法改正に伴い条文整備です。

それから、少しめくっていただきまして、3-26、27年条例第30号の附則、第6条の改正規定は、同じく法改正に伴う条文整理でございます。

なお、本条例の施行は公布の日からとし、ただし改正条例の本則部分の第9条関係は、29年1月1日、附則16条の軽自動車グリーン化特例は29年4月1日、附則6条関係の医療費控除の特例は、平成30年1月1日としておりま

す。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第51号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第20 議案第52号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求

めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第52号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業等に係る所得に対する相互主義による、所得税法等の非課税に関する法律が一部改正されたことに伴い、利子や配当所得の課税の特例について、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北岡 和成） 失礼します。

本件は、副町長の提案説明にもありましたように、所得税法の関係法令が改正されましたので、これを受けまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

資料のほうは、3-29をおめくりください。

まず附則の第10項でございしますが、こちらのほうは特例適用利子に係る課税の特例でございまして、町税条例の改正と同じく、台湾と日本との間の租税に関する取り決めが成立しまして、国内在住者が台湾の投資事業組合等から受け取った利子所得につきまして、分離課税の申告対象とし、その利子所得を国保税の所得割の算定の対象とする旨の改正規定でございまして。

続きまして、3-30の第11条につきましても、考え方は同じく同様に、配当所得に係る改正規定となっております。

なお、本条例の施行日は、平成29年1月1日としております。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第52号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第21 議案第53号 いつきのみや歴史体験館条例の全部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求

めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第53号 いつきのみや歴史体験館条例の全部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、いつきのみや歴史体験館ほか斎宮跡関連施設の整備を行い、適正な管理と効果的な運用を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼いたします。

それでは、議案第53号 いつきのみや歴史体験館条例の全部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

この度の改正は、来年4月から運営予定のいつきのみや地域交流センターの設置に伴い、いつきのみや歴史体験館ほかその周辺の施設について、改めて整理を行い、効果的で効率的な管理運営を行うため、条例の全部を改正するものでございます。

参考までに、資料14-1-1に施設の配置図を付けさせていただいておりますので、またご覧ください。

24ページをご覧ください。

まず題名を、いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例に改正をいたします。

次に、第2条の名称及び位置でございますが、第2項の体験館の付帯施設は、斎宮跡10分の1史跡全体模型と、さいくう平安の杜といたします。

現行の国史跡齋宮跡休憩所、また、便益施設ふるさとについては、いつきのみや地域交流センター条例で規定をいたします。

第4条は、指定管理による管理の規定で、第5条は業務の範囲です。

第6条は、指定管理者の指定期間でございますが、期間は3年といたします。現行の指定管理期間は5年でございますが、4月以降は新しくさいくう平安の杜を管理対象とすること。また、地域交流センターの管理の関係もございまして、施設の運用状況を見るためにも、今回、3年といたしました。

第7条は、開館時間及び休館日の規定でございます。現行では施行規則で規定をしておりますが、条例での規定すべき事項ということで、今回、規則から移行をいたしました。

第8条から第10条は、使用許可の基準でございます。

第11条は、入館者等の遵守事項、これも現行では施行規則で規定をいたしておりますが、条例で規定すべき事項ということで、これも今回、規則から移行いたしました。

第12条以降は、現行と同様の内容でございます。

次に、附則でございます。

条例の施行日は、平成24年4月1日といたしますが、今年度中に指定管理を選定する関係から、附則の第2項において、条例の施行日前において、指定に関する必要な行為は、公布の日から行える規定を設けました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） ちょっとごめんな。聞き間違いやったら、ごめんしてくださいね。何やら24年とか、聞こえたんで、29年じゃないんですか。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼します。

条例の施行日は、平成29年4月1日でございます。すいません。よろしく願いします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第53号 いつきのみや歴史体験館条例の全部を改正する条例を採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第22 議案第54号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(辻井 成人) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第54号 いつきのみや

地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、来年4月から運用を開始する、いつきのみや地域交流センターの適正な管理と効果的な運用を図るため、条例の制定をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（西口 和良） それでは、議案第54号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

この度の制定は、来年4月にオープンする、いつきのみや地域交流センターの設置と管理運用の規定を設けるため、新しく条例を制定するものでございます。

条例の基本的な構成及び内容につきましては、いつきのみや歴史体験館条例に沿ったものとなっております。

それでは、議案書の29ページからご説明を申し上げます。

題名は、いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例でございます。

第1条は、目的で、斎宮跡の活用及び地域交流の推進、歴史・文化・まちづくりの振興に寄与することでございます。

第2条は、名称及び位置で、いつきのみや地域交流センターと、その付帯施設として、いつき茶屋、これは国史跡斎宮跡休憩所を改めます。便益施設ふるさと、明和町観光案内所を設けております。

第3条は、交流センターの事業で、1号から斎宮跡の活用に係る事業、地

域交流に係る事業、史跡案内と来訪者対策に係る事業、その他町長が必要と認める事業でございます。

第4条は、指定管理者による管理でございますが、第2条第2項の付帯施設のうち、第2号の便益施設ふるさとと、第3号の観光案内書を除く交流センターと、いつき茶屋について、町が指定する指定管理者により管理を行うという規定でございます。便益施設ふるさとと観光案内所は、条例で位置づけは行いますが、施設の運用内容から町の直轄といたしまして、関係団体に使用させることとするため、指定管理の対象といたしております。

第5条は、指定管理者が行う業務の範囲でございます。

第6条は、指定管理者の指定期間でございますが、交流センターの運用状況を見るという関係もございまして、3年といたしました。

第7条は、開館時間と休館日で、これはいつきのみや歴史体験館や齋宮歴史博物館と合わせたものとなっております。

第8条から第10条は、使用許可関係の規定でございます。

第11条、第12条は、入館者等の遵守、また、義務に関する規定でございます。

そして、第13条は、使用料で、使用者は交流センターの使用の許可を受けた時は、指定管理者に使用料を納付する。また、使用料の額は別表に定める額の範囲内ということで、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるとしております。

別表は32ページでございまして、ご覧のような使用料でございます。それぞれ額につきましては、関連施設とか、有事施設を参考に設けております。

31ページに戻っていただきたいと思っております。

第14条は、使用料の納付。

第15条は、使用料の減免。

第16条は、使用料の還付。

第17条は、損害賠償の規定でございます。

そして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしますが、10月から運用をスタートさせる観光案内所を除く、交流センター、いつき茶屋、便益施設ふるさとに係る部分につきましては、平成29年4月1日からの施行といたします。また、この条例も施行までに指定管理者を選定する準備を行う必要があることから、施行日前においても、公布の日から指定に関する必要な行為ができるよう、第2項で規定をいたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第54号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第54号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定を採決します。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第23 議案第55号 平成27年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第55号 平成27年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成27年度の水道事業決算において、収益が費用を上回り利益剰余金が生じたため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経た後、減債積立金に積み立て行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 議案第55号 平成27年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

平成27年度の水道事業決算の結果、収益的収支において、収益が支出を上回り、3,489万7,306円の純利益が発生しました。この利益分につついて未処分利益剰余金として決算処理を行っております。

当該未処分利益剰余金につきましては、地方公益企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決をいただいた後、起債償還の財源に充当する減債積立

金として積み立てをいたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第55号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第55号 平成27年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号から議案第61号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第24 議案第56号から、日程第29 議案第61号を一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第24 議案第56号 平成28年度明和町一般会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第57号 平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第58号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第59号 平成28年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第60号 平成28年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第61号 平成28年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

を一括上程し議題とします。

議案の朗読をさせます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で40分まで。

（午前 10時 25分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

◎提案理由の説明

○議長（辻井 成人） 議案の朗読までを終わりましたので、提案理由の説明を求めたいと思います。

町長。

○町長（中井 幸充） 一括上程されました、議案第56号から議案第61号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第56号 平成28年度明和町一般会計補正予算（第2号）につきましては、総額で2億2,730万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、総合行政システム費で、社会保障・税番号制度に係る総合運用テスト委託料、災害対策費で、木造住宅耐震補強工事補助。防犯対策費で防犯灯設置助成。地域振興費で町民バスを10月から新路線、新ダイヤで運行するための町民バス運行业務委託料を、それぞれ追加補正でお願いしています。

民生費では、高齢者福祉費で地域医療介護総合確保基金事業に係る補助、児童保育費で斎宮幼稚園の空き教室を活用した、小規模保育事業整備に係る補助などを追加補正でお願いしています。

衛生費では、母子衛生費で、予防接種法施行令等の改正に伴う定期接種ワクチンの追加に係る委託料などを、追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で水田土地利用活性化支援助成と水田集積事業助成、農地費で土地改良施設維持管理費、適正化事業が採択されたことによる工事請負費などを追加補正でお願いしています。

土木費では、道路新設改良費で町道改良工事に係る測量設計等委託料を、

下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を追加補正でお願いしています。

教育費では、教育委員会費で中学校にかかる施設営繕設計委託料と、日本スポーツ振興センター給付金、給食運営費で小中学校の非常食の更新にかかる費用、小学校費の学校管理費と幼稚園費の施設管理費及び保健体育費の体育施設費で、各施設等修繕料をそれぞれ追加補正でお願いしています。

これに対し歳入では、主な財源といたしまして、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第57号 平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歴史的風致維持向上計画推進費で、国の補正予算に対応するための組替えをお願いしています。

次に、議案第58号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般管理費で保険基盤安定負担金の基準日の変更されることによるシステム改修経費を追加補正でお願いしています。

次に、議案第59号 平成28年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、宮川流域関連公共下水道事業における水道管移設箇所が増加等に伴う施設建設事業費の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第60号 平成28年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般管理費で前年度事業費の精算による、国・県等返還金と一般会計繰出金の追加補正が主なものでございます。

次に、議案第61号 平成28年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、公共下水道事業に伴う水道管移設箇所の確定等による委託料と、工事請負費の追加補正でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第56号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第56号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。用意できましたかな。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

まず9ページ、6目・総合行政システム費は496万3,000円の増額をお願いします。

13節・委託料は496万3,000円の増額で、社会保障・税番号制度総合運用テスト業務委託となります。これは各自治体間が実施、参加する総合運用テストにおいて、情報照会、提供等の業務が行えるかどうかを、自治体間で相互テストを行う業務につきまして、委託するものでございます。

9目・災害対策費は228万円の増額となります。19節・負担金補助及び交付金は228万円の増額で、耐震補強計画補助は2件の増額で、32万円。木造住宅耐震補強工事補助が2件の増額で、196万円。ともに新規申請に伴い増額をお願いします。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 10目・防犯対策費、19節・負担金補助及び交付金で30万円は、自治会管理のLED防犯灯にかかる助成金でございます。新設分5自治会、取替2自治会分でございます。

続きまして、12目・地域振興費、13節・委託料で888万1,000円の補正をお願いします。町民バスの運行業務委託料で864万円、伊勢市のおかげバスの大淀への延伸に関連する委託料といたしまして、24万1,000円でございます。

町民バスにつきましては、10月1日からの運行見直しを進めておりまして、現在2台での運行を1台増やし、3台の運行ということで、半年分の運行経

費の増額分と、新設バス停等の看板の設置等にかかる委託料でございます。
おかげバスの延伸につきましては、延伸で新設されるバス停の看板設置や運賃表、あるいはバスの方向幕等の表示変更にかかる委託料でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（北岡 和成） 2目の修繕対策費で300万円の追加補正でございます。

23節・償還金利子及び割引料は町税の過誤納等返還金で、主に住民税の確定申告に伴う還付等でございます。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 2目の国民健康保険事務費で2万1,000円の増額をお願いしています。19節・負担金補助及び交付金2万1,000円の増額は、三重県国民健康保険団体連合会負担金の増でございます。

6目・高齢者福祉費で1億2,392万6,000円の増額をお願いしております。
19節・負担金補助及び交付金1億2,383万円の増額は、地域医療介護総合確保基金事業補助金です。現在、社会福祉法人ベルハート厚生会が、明和町地域密着型サービス事業者選定委員会、介護保険推進協議会の承認を得て、平成29年4月に地域密着型特別養護老人ホームを開設するよう進めておるところでございます。

三重県の地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用しまして、この地域密着型特別養護老人ホームを整備するため、補助単価427万円の29床分、1億2,383万円の補正をお願いするものでございます。

28節・繰出金9万6,000円の増額は介護保険特別会計への繰出金です。詳細につきましては、介護保険特別会計で説明させていただきます。

次に、7目・保健福祉センター費で、15万円の増額をお願いしております。
11節・需用費の補正です。消火用設備点検の結果、消火ポンプ等に設備不良がありましたので、修繕の費用をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 11ページ、12ページになります。2項・児童福祉費の7目・児童保育費で6,400万円の増額をお願いしています。19節・負担金補助及び交付金で、小規模保育事業整備補助として、6,400万円を計上していますが、これは待機児童対策として、斎宮幼稚園の空き教室を改修して、小規模保育事業所を開設するために、小規模保育事業所の運営を担っていただく、民間の法人への整備費の補助として、補正をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 4款の衛生費で、5目の母子衛生費で283万6,000円の追加補正をお願いしております。本年10月1日から予防接種の定期接種に追加されるB型肝炎ワクチンの予防接種にかかる費用です。

母子衛生費、11節・需用費5万4,000円は、B型肝炎ワクチン予防接種予診表の印刷・製本費を追加補正でお願いしています。

12節・役務費7,000円は、B型肝炎ワクチンの勧奨の案内通知文書の郵送料です。

13節・委託料260万2,000円は、B型肝炎ワクチンの予防接種委託料です。

母子保健事業の13節の委託料、電算委託料の17万3,000円は、B型肝炎ワクチンの予防接種が追加されることに伴い、健康管理台帳のシステム改修と入力等の委託作業にかかる費用となっております。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（松本 雅之） 3目・農業振興費で469万8,000円の追加をお願いいたします。19節・負担金補助及び交付金で同額469万8,000円をお願いいたします。この内訳といたしまして、まず水田土地利用活性化支援助成で29万8,000円を計上しております。この事業は、小麦等の生産等にかかる器械の導入経費の一部を助成するものです。当初予算で200万円をお認めいた

だいておりますが、このほど、本年度2件目の申請受付の予定に伴い、予算の不足が見込まれるため、この不足分29万8,000円の増額をお願いするものでございます。

同じく19節・水田集積事業助成で440万円を計上しております。この事業は農地の集積化促進を目的としまして、新規に5年以上の利用権を設定し、水田を貸し借りしていただく場合、貸し手と借り手、双方に対して助成を行うものです。

当初予算では、計上当時の水田対象面積を約40haと見込み880万円をお認めいただいておりますが、平成27年度末時点の新規契約状況を精査しましたところ、その面積が約60haと、当初見込みの1.5倍となり、この不足分440万円の増額をお願いするものです。

続きまして、5目・農地費で319万6,000円の追加をお願いいたします。まず15節・工事請負費、土地改良施設維持管理適正化事業、川尻樋門工事ほかで300万1,000円を計上しております。

議会提出資料7-2-1をご覧ください。

こちらの資料は工事箇所の位置図、現況写真等となっております。工事箇所は大字川尻地内の幹線排水路、通称恵比寿川の河口部分でございます。写真のとおり3門のマイターゲートを備えた防潮樋門部分です。以前にも、応急的な修繕を行ってききましたが、この度、土地改良施設維持管理適正化事業の採択がされましたことから、今回、関係予算を計上するものでございます。

工事はゲートそのものの取替えが、大変高額となりますことから、資料の工法図にもありますとおり、3門各ゲートの腐食部分や、劣化した水密ゴム、そして今回ゲートの腐食を進行する、今後のゲートの腐食の進行を抑制するための電触防止亜鉛板の各取替えを予定しております。

次に、19節・負担金補助及び交付金で19万5,000円をお願いいたします。これは土地改良施設維持管理適正化事業の実施に際して必要となる事業負担金でございます。この事業は後の歳入でも説明いたしますが、施業実施当該

年度に事業費の90%が、土地改良区連合会から交付されます。この交付金の内訳は、国が30%、県が30%、残りの30%が事務費相当分として加算しまして、町の拠出金として、5年均等で土地連合会に負担する必要があります。

このことから、平成28年度の当初負担分について、その負担算定に基づき、必要額を計上するものでございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 続きまして、土木費、道路橋りょう費、2目・道路橋梁維持費、18節・備品購入費で22万円の補正をお願いさせていただいております。現在、作業員2名で、町道の維持管理のため草刈りを実施させていただいておりますが、2台ある自走式の草刈り機の1台が、エンジンの回転が上がらなくなりました。修理のため見積りを徴集させていただいたところ、新規で購入するのと同程度の費用を要するため、今回9月議会におきまして、補正をお願いさせていただくものでございます。

現在は、短期のリースにおきまして、対応させていただいております。

続きまして、3目・道路新設改良費、13節・委託費で76万7,000円の補正をお願いさせていただいております。委員会等でご説明をさせていただきましたが、平成24年度に施工させていただいております、町道池村11号線、西池村からビーロードへ接続する道路でございます。次年度以降におきまして、屈折している道路を直線化するため、用地買収を行い、本年度で境界確定をさせていただき、用地買収面積を確定させていただきたく、9月補正をお願いさせていただくものでございます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 13ページ、14ページをお願いいたします。

4項、3目・下水道費で、203万6,000円の追加をお願いしております。28節・繰出金の増額で、この詳細につきましては、公共下水道事業特別会計で説明をいたします。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費では、409万4,000円の増額でございます。

内訳でございますが、右のページで、13節・委託料では施設衛生設計委託料で、199万4,000円の増額でございます。これは中学校建設工事基本設計業務の業者選定にあたりましては、プロポーザル方式により手続きを進めてまいりたいと考えております。このため教育総務課の事務局支援にかかる委託料といたしまして、追加の補正をお願いするものでございます。

業務といたしましては、募集要項等発注前の資料作成、また、発注後、提案書の整理、とりまとめ支援、選定委員会の運営支援、業務における質問点や不明点の資料収集などがございます。円滑な業務の実施を図っていく上で、必要と考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。委託先は広域財団法人三重県建設技術センターでございます。

それから、19節・負担金補助及び交付金では、日本スポーツ振興センター給付金で210万円の増額でございます。日本スポーツ振興センターからの給付金は、保育所、こども園等、在籍中に発生いたしました負傷や疾病等に対する医療費の給付を図るものでございまして、スポーツ振興センターから決定された金額を、歳入で受けまして、その金額をこの節で支払うこととなっております。

既存予算としては、350万円をお認めいただいております。今回の給付は傷害に対する給付でございます。経過を少し申し上げます。昨年9月29日に明星こども園内で、籐製の乳母車に乗せて、テラスを移動中、1歳の女の子が乳母車の上部にあった、細い金具の部分で、右頬を切り、縦に長く傷を負いました。病院で治療を受け、傷は完治しましたが、6カ月を経過しても傷跡が残りましたため、写真を添えまして、本年4月にスポーツ振興センターに傷害見舞金の請求を行いました。その結果、スポーツ振興センターでは、顔面部の線状痕について、傷害等級認定基準第12等級に該当するといたしま

して、給付金額210万円の決定をいたしました。

今回の補正は、その決定通知を受領いたしました後、この金額を既存予算で支払いましたので、その分を補てんするものでございます。スポーツ振興センターからの給付金も、既に納入をされておりますので、歳入でも同額を計上させていただきたと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 4目・給食運営費で16万3,000円の補正をお願いしています。14ページでご説明いたします。11節の需用費で、小学校給食費の備蓄用食料品費として10万2,000円、中学校給食費の備蓄用食料品費として6万1,000円を計上しています。

これは小中学校において、有事の時のために備蓄しています、スパゲティの賞味期限が間もなく満了してまいりますので、買い換えのための費用として、補正をお願いするものです。

小学校1,405食分、中学校722食分で計上いたしました。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 2項・小学校費、1目・学校管理費では138万6,000円の増額です。内訳でございますが、右側のページでございます。小学校施設管理費の11節・需用費、施設等修繕料で100万8,000円でございます。これは上御糸小学校と大淀小学校の漏水修繕に要する費用でございます。

この件につきましては、今定例会前の全員協議会で、修繕の経過を報告させていただきました。上御糸小学校では校舎全面に埋設をされております水道管で2箇所漏水が発生しており、1箇所は管の更新、もう1箇所では教室に給水している配管の新設と、漏水箇所のバイパスによる布設替えを行いました。大淀小学校では多目的トイレ室の便器等に給水をしている配管を、タイルの壁を割って調査し、穴の空いた管の更新と壁の復旧を行っております。

修繕費の内訳は、上御糸小学校では約72万円、大淀小学校では約28万円と

なっております。

それから、小学校情報教育施設管理費の13節・委託料、情報教育支援業務委託料で37万8,000円の増額でございます。これは平成25年度に斎宮小学校と、明和中学校のICT授業にかかるコンピューター導入のための、新たな契約を行っておりますが、期間はその年の9月からの5年間で、機器の導入とともにソフトの導入も行っております。このうち斎宮小学校の部分でございますが、ソフトの中のデジタル総合教材につきまして、最初の3年間は毎月2回支援員が学校を訪問いたしまして、授業や校務におけるICT活用に関する支援や、機器の簡単なメンテナンスを行う、そういう業務も含まれておりました。

この8月で最初の3年間で終了いたしましたので、この9月から来年の3月までの7カ月分、月2回、計14回、1回2万7,000円で、合計37万8,000円を委託料で追加をお願いするものでございます。専門的な支援員の存在は、非常に有益でございまして、デジタル教材の有効な活用並びに教員の技術的支援という面から必要と考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、4項・幼稚園費、1目・施設管理費、11節・需用費、1節・、修繕料では、18万7,000円の増額でございます。これは毎年2回実施する遊具の前期の点検結果を受けてのものでございまして、既存の予算で対応できるものにつきましては、既に修繕を行っておりますが、この修繕料では双葉幼稚園の遊具のうち、ネット付き複合遊具、鉄のリングや三角形がチェーンでつないであり、上にのぼっていく遊具でございますが、これの塗装とチェーンやリングの取替えなどにかかる費用でございます。

続きまして、次のページとなりますが、6項・保健体育費、2目・体育施設費で、右のページでございます、11節・需用費、総合体育館管理費の施設修繕料で、19万6,000円の増額をお願いしております。これは総合体育館の屋内消火栓の修繕にかかる費用でございます。8月初旬に消防施設の点検時に、屋内消火栓の放水テストを行いましたが、水圧がかからず放水できない

状態で、調査をいたしました結果、西側角の2階屋上部分で、水漏れが発生し水溜まり状態となっております。主な原因は、呼水槽と呼ばれるポンプに水を送るための水槽への配管の腐食によるもので、逆流防止弁やボールタップの不良も見つっております。緊急に修繕が必要と判断しまして、既存の予算で対応しましたが、その補てんを図るものでございます。

なお、消防点検は年2回実施し、そのうち1回はポンプを稼働する総合点検でございますが、昨年の点検時は、異常がありませんでしたことを、報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。よろしいですか。

こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 14款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・民生費国庫補助金で3,200万円の補正をお願いしています。1節・民生費国庫補助金で、保育所等整備交付金として3,200万円の増額ですが、これは歳出の時にもご説明いたしました、斎宮幼稚園の空き教室を改修して、小規模保育事業所を開設するにあたり、民間法人への整備費補助の内示を受けましたので、計上を行ったものです。補助率は3分の2です。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3目・土木費国庫補助金は52万円の増額となります。1節・住宅費国庫補助金は52万円で、耐震補強計画補助16万円、木造住宅耐震補強工事補助36万円について、補正をお願いするものでございます。

5目・総務費国庫補助金は150万円となります。社会保障・税番号制度システム導入補助は150万円で、各自治体間が実施、参加する総合運用テストについて補助されます。

以上でございます。

- 議長（辻井 成人） 長寿健康課長。
- 長寿健康課長（菅野 由美） 15款、2項、2目・民生費補助金、1節・社会福祉費補助金で、1億2,383万円の増額をお願いしております。歳出でご説明いたしました地域医療介護総合確保基金事業補助1億2,383万円で、補助率は10分の10でございます。
- 議長（辻井 成人） 防災企画課長。
- 防災企画課長（中谷 英樹） 5目・土木費補助金は、108万円の増額となります。1節・土木費補助金は108万円で、木造住宅耐震補強工事補助100万円、耐震補強計画補助8万円について、補正をお願いするものでございます。
- 議長（辻井 成人） 長寿健康課長。
- 長寿健康課長（菅野 由美） 18款、1項、1目・介護保険特別会計繰入金で2,012万5,000円の増額をお願いしております。前年度の介護保険特別会計への繰出金の精算による繰入金でございます。
- 議長（辻井 成人） 総務課長。
- 総務課長（西田 一成） 19款・繰越金でございます。2,053万8,000円の追加補正をお願いしております。前年度繰越金でございます。
- 議長（辻井 成人） 農水商工課長。
- 農水商工課長（松本 雅之） 20款・諸収入でございます。2目・雑入、1節・雑入のうち説明の最上段でございます。土地改良施設維持管理適正化事業で270万円をお願いいたします。これは歳出でも説明いたしました同事業にかかる交付金として、事業実施当該年度に事業費の90%が、土地改良区連合会から交付されるものでございます。
- 議長（辻井 成人） 教育総務課長。
- 教育総務課長（西口 竜嘉） 日本スポーツ振興センター交付金、保育所・こども園の分でございますが、町からの見舞金請求に対し、傷害等級認定基準第12等級に該当するとして、210万円の支給決定を受けたものでございます。

- 議長（辻井 成人） 長寿健康課長。
- 長寿健康課長（菅野 由美） 社会福祉協議会等各種事業委託返還金7,000円は、前年度の軽度生活援助事業の精算による返還金でございます。
- 議長（辻井 成人） 総務課長。
- 総務課長（西田 一成） 21款・町債でございます。1目・総務債、1節・臨時財政対策債は140万円の追加補正をお願いします。額の確定によるもの
でございます。
- 次のページをお願いいたします。
- 8目・民生債、1節・社会福祉施設整備事業で2,150万円の追加補正で
ございます。これは小規模保育事業整備にかかるものでございます。
- 議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の38ページ、第2表 地方債補正
をお願いします。いいですか。
- 総務課長。
- 総務課長（西田 一成） 第2表 地方債補正の詳細説明を申し上げます。
まず38ページ、追加でございます。起債の目的は、社格福祉施設整備事業、
限度額は2,150万円でございます。起債の方法、利率及び償還方法につつま
しては、ご覧のとおりでございます。小規模保育事業整備にかかるもので
ございます。
- 次のページ、39ページをご覧いただきたいと思います。
- 39ページは変更でございます。起債の目的は臨時財政対策債、限度額は補
正前が3億1,400万円、補正後が3億1,540万円でございます。額の確定によ
るものでございます。起債の方法、利率及び償還方法については、変更はご
ざいませぬ。
- 以上でございます。
- 議長（辻井 成人） 以上で、議案第56号の詳細説明を終わります。

◎議案第57号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第57号の説明を、歳出の説明をお願いいたします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） それでは、齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

予算書は3ページ、4ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

1款・総務費、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で、補正額は0でございます。主な内容は、この度の国の補正予算に伴いまして、事業の前倒しを行うため、予算の組替えでございます。

4ページでございます。

まず、12節・役務費で、建築確認申請手数料4万1,000円の追加をお願いいたしております。これは歴町事業で、坂本古墳公園に設置するトイレの建築確認に伴う申請手数料でございますが、これは当初予算計上を行っていなかったものでございます。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

次に、13節・委託料で、測量設計等業務委託料481万1,000円の追加、また、その下の15節・工事請負費で485万2,000円の減額でございます。これは国の補正に伴い来年実施予定事業の設計業務、交流センター東側の駐車場や北側の広場の設計でございますが、これを前倒しで行うため、工事請負費から委託料への組替えを行うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第57号の詳細の説明を終わります。

◎議案第58号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第58号の説明を、歳入歳出合わせて
お願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、国民健康保険特別会計の補正予算
第2号の詳細説明をさせていただきます。

歳出からさせていただきますので、国保の7、8ページをご覧ください。

11款、1項、1目・一般管理費で、14万円の補正をお願いしております。

13節・委託料14万円でございます。国民健康保険は保険税の負担能力の低所得者の割合が多く、ほかの被保険者の国民保険税負担が総体的に重いものとなっております。この問題に対応するため、低所得者に対する保険税軽減分等を公費で負担することになっておりまして、この保険基盤安定負担金の算定の基準日に変更されることによりまして、必要となる自庁システムの改修経費でございます。

次に、歳入を説明させていただきますので、国保5ページ、6ページをご覧ください。

歳出に伴う4款、1目・財政調整交付金14万円でございます。2節の特別調整交付金で、14万円の補正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第58号の詳細の説明を終わります。

◎議案第59号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第59号の説明を、歳入歳出並びに議案書の48ページ、第2表・地方債補正を合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計の7ページ、8ページをご覧ください。

1款、1項、2目・施設建設事業費で623万6,000円の追加をお願いしております。内訳ですが、13節・委託料で160万円の追加でございます。これは施設台帳作成業務委託等におきまして、明和浄化センター汚水処理施設増設工事等による台帳作成の対象資産が増加したことによるもので、当初予算編成時には、詳細が確定しておりませんでして、今回、補正をお願いするものでございます。

22節・補償補てん及び賠償金は、463万6,000円の増額でございます。宮川流域関連公共下水道事業の実施設計に伴い、水道管移設工事の必要箇所が増加したことによるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

4款、1項、1目・一般会計繰入金で203万6,000円の追加をお願いします。歳出の増額に対する財源で、起債充当分を除いた残額分でございます。

次に、7款、1項、1目・公共下水道事業債で420万円の追加をお願いします。補償補てん及び賠償金の増額分463万6,000円に対して、起債充当率、約90%で計上をしております。

続きまして、議案書の48ページをお願いいたします。

第2表・地方債の補正でございます。起債の目的は、公共下水道事業、補正前の限度額が2億7,480万円、補正後が2億7,900万円でございます。利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも起債のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第59号の詳細説明を終わります。

◎議案第60号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第60号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、介護保健特別会計の補正予算第1号の詳細説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。

介護の7、8ページをご覧ください。

1款、1項、1目・一般管理費で1,035万8,000円の増額をお願いしております。

23節・償還金利子及び割引料1,035万8,000円の補正で、前年度の介護給付費及び地域支援事業の精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

2款、1項、1目・居宅介護サービス給付費の補正は、財源振替でございます。

5目・施設介護サービス給付費の補正も財源振替でございます。

3款、1項、2目・介護予防一時予防事業費も財源振替でございます。

5款、1項、1目・第1号被保険者保険料還付金で5万円の増額をお願いしております。

23節・償還金利子及び割引料5万円の補正で、過年度における税編変更及び死亡により生じた保険料の返還が、年度内に終わらず年度が変わって返還となった件数の増によるものでございます。

2項、1目で2,012万5,000円の増額をお願いしております。

28節・繰出金で、前年度の介護給付費地域支援事業事務費の町負担金の精算によるものでして、一般会計へ返還する分でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、戻っていただきまして、介

護の5、6ページをご覧ください。

3款、1項、1目・介護給付費交付金で379万4,000円の増額をお願いしております。前年度の介護給付費交付金の精算によります社会保険診療報酬支払基金からの追加交付でございます。

4款、1項、1目・介護給付費県負担金で、1,490万4,000円の増額をお願いしております。前年度の介護給付費の精算による追加負担金でございます。

6款、1項、2目・地域支援事業繰入金、介護予防事業費の分で、9万6,000円の増額をお願いしております。前年度の地域支援事業繰入金、介護予防事業の精算による追加の繰入金でございます。

7款、1項、1目・繰越金で752万円の増額をお願いしております。前年度の繰越金でございます。

8款、3項、3目・雑入で421万9,000円の増額をお願いしております。前年度に明和町社会福祉協議会に委託しました介護予防事業地域支援事業、任意事業及び地域包括支援センターに出向職員の人件費の精算に伴う社協からの返還金でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第60号の詳細説明を終わります。

◎議案第61号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第61号の説明を、収入、支出合わせてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

資本的支出から説明いたします。

予算書企の3、企の4、議案書は52ページの第3条をご覧ください。

資本的支出の1款、1項、1目・建設改良費で1,283万円の追加をお願いします。この内訳は16節・委託料で155万円、20節・工事請負費で1,128万8,000円の増額でございます。委託料は宮川流域下水道事業の水道管移設工事の増加に伴う追加、それから大堀川新田有彌中におきまして、既設水道管が民地内に埋設されている箇所がありまして、道路敷地への移設を行う必要が生じたため、追加補正をお願いするものでございます。

工事請負費については、同じく宮川流域関連公共下水道事業における水道管移設、それから、大堀川新田有彌中における水道管移設工事に伴う追加補正でございます。

次に、資本的収入でございます。

予算書企の1、企の2、議案書は同じく33ページの第3条をご覧ください。

1款、4項、1目・工事負担金の1節・工事負担金で353万8,000円の増額でございます。水道管移設工事に対する、公共下水道事業特別会計からの工事負担金でございます。

なお、補正収入額が、補正支出額に対しまして、930万円ほど不足しますが、これにつきましては建設改良積立金による補てんするものといたします。

企の5のキャッシュフロー計算書の説明は、省略をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は9月21日に行うことにします。

◎認定第1号から認定第10号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第30 認定第1号から日程第39 認定第10号を一括上程し、議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、

- 日程第30 認定第1号 平成27年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第31 認定第2号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第32 認定第3号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第33 認定第4号 平成27年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第34 認定第5号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第35 認定第6号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第36 認定第7号 平成27年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第37 認定第8号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第38 認定第9号 平成27年度明和町水道事業決算認定
- 日程第39 認定第10号 平成27年度菊狭間環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定

を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、認定第1号から認定第10号まで、平成27年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか、7つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業決算と菊狭間環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、7月13日から7日間の日程で審査を受けました関係書類を、監査委員の意見書とともに提出させていただきましたので、その概要につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、平成27年度の決算額の概要でございますが、一般会計の決算規模は、歳入総額89億4,924万6,000円、歳出総額83億8,869万7,000円で、歳入歳出差引額は5億6,054万9,000円となりました。

また、特別会計の決算規模は、斎宮跡保存事業特別会計ほか6つの特別会計を合わせまして、歳入総額74億8,698万1,000円、歳出総額71億5,944万5,000円で、歳入歳出差引額は3億2,753万6,000円となり、いずれの会計も黒字でありました。

水道事業の決算は、収益的収入及び支出で水道事業収益が4億5,228万9,051円、事業費用が4億1,646万8,899円となりました。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入が6,737万6,343円で、資本的支出が2億2,817万107円となりました。資本的収入に対する資本的支出の不足分は、減債積立金及び建設改良積立金で補てんしています。

また、菊狭間環境整備施設組合一般会計決算では、歳入総額1億1,717万6,530円、歳出総額1億1,648万7,681円で、歳入歳出差引額は68万8,849円となりました。

なお、各会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類の実質収支に関する調書のとおり、歳出の削減に努めたことにより、

全ての会計において、黒字決算をすることができました。

詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか7つの特別会計歳入歳出決算と、菊狭間環境整備施設組一般会計歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業決算は上下水道課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計等における、平成27年度に実施をしました主な施策・事業につきましては、総合計画の7つの大綱に沿って、実績や成果を副町長のほうからご報告を申し上げます。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） それでは、一般会計における平成27年度に実施しました主な施策、事業につきまして、実績や成果を私のほうからご報告申し上げます。

まず、安全で人に優しいまちづくりについてでございます。

防災対策では、南海トラフ巨大地震などの大規模地震による大津波に備えて、5カ年計画で海岸部の6箇所に津波避難タワーを整備することとし、2基分の用地を購入し、各種調査や測量設計を行い、造成工事に取り組みました。

また、防災行政無線の同報系無線は、親機の操作卓が老朽化していたため、改修工事を行うとともに、町指定避難所の表示看板を、より大きくわかりやすくするための看板設置工事にも取り組みました。

防災備品は、福祉避難所に位置づけた明和の里などに、LEDバルーン照明機などを配備しました。

そのほか、地域防災懇談会を引き続き実施するとともに、大淀小学校をメイン会場とした総合防災訓練、町職員を対象とした図上訓練等を実施し、安全・安心のまちづくりへ体制整備を行いました。

交通安全対策では、高齢者や子どもたちを対象とした交通安全教室を各施設で開催しました。また、防犯対策では町内の防犯灯のLED化に引き続き

助成金を交付しました。

生活環境費では、空き缶ゼロ運動や大淀海岸クリーンアップ大作戦など、環境共生型の地域づくりを支援しました。

ともに支えあう地域福祉と健康のまちづくりについて。

社会福祉では、子ども医療費や心身障がい者医療費、重度心身障がい者や高齢者のタクシー助成などを行いました。また、障がい者支援生活センターをよりスムーズに運営するため、直営方式に切り換えました。

高齢者福祉では、敬老福祉大会の開催や、老人クラブへの活動費の補助などを行いました。

児童福祉では、児童手当などの扶助費のほか、妊娠・出産・育児への切れ目のない子育て支援を行うため、こんにちは赤ちゃん訪問事業や、マタニティーサロン、産後ヨガ教室などの事業に取り組みました。そのほか、ファミリーサポートセンター事業や児童センターの運営にも取り組みました。

保育所関係では、みどり保育所の空調設備の改修工事を行いました。また、幼稚園と保育所機能を併せ持った、みょうじょうこども園を開園し、未就園児の子育て支援事業も行いました。一時預かり事業は、明和ゆたか保育園で実施しました。

保健衛生では、生活習慣病を予防するための健康教室や各種がん検診を実施し、受診率の向上にも努めました。

国民健康保険特別会計は、被保険者の高齢化と保険税の軽減対象となる低所得者層が増加し、医療給付費が増加傾向にあることから、非常に厳しい財政運営が続いています。

介護保険特別会計の財政運営は、要介護者が増えて、給付費の増加が続いたため、保険料を引き上げさせていただきました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、各種健康づくり事業や健診を効果的に行うことにより、適正な事業運営が図られるよう努めました。

地域を支える活力あるまちづくりについて。

農業振興は、担い手への農地の集積化を促進するための水田集積事業助成や農機具等の購入費を助成する、水田土地利用活性化助成を行い、農家や地域の取り組みを支援しました。

農地費では、パイプライン化の工事を推進するとともに、農地の多面的機能を維持するために取り組まされている保全管理活動を支援する、多面的機能支払交付金を交付しました。

漁港費では、下御糸漁港の水産物供給基盤機能保全事業を完了しました。

観光対策では、観光動向調査を実施し、現状や課題を把握するとともに、今後の展望をとりまとめた新たな戦略的な観光振興計画を策定しました。さらには地方創生先行型交付金事業を活用した、全国お土産アイデアコンテストの実施や、観光ガイドブックの一部更新、観光アプリのスタンプラリーの実施など、観光啓発に努めました。また、マスコットキャラクターめい姫を活用した事業を、引き続き推進するとともに、めい姫テーマソングのCDや、めい姫ダンスを作成するなど、観光PRの充実に努めました。

人権を尊重する思いやりのあるまちづくりについて。

人権センターは、全ての町民の人権が尊重される、明るく住みよい明和町を実現するため、地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点として、誰もが気軽に立ち寄れる施設運営に努めました。

男女共同参画事業は、男女共同参画連携映画祭を開催し、多くの町民の皆さんに鑑賞していただきました。

快適で機能的なまちづくりについて。

道路整備では、社会資本整備総合交付金事業を活用して、道路拡幅工事などに取り組みました。そのほか通学路の安全対策や橋梁修繕、舗装修繕などにも取り組みました。また、狭あい道路等整備促進事業の進捗に努めました。

農業集落排水事業特別会計では、計画区域内の各ご家庭からのつなぎ込み工事の受け入れや、処理場の管理業務などを行い円滑な事業運営に努めました。

公共下水道事業特別会計では、宮川流域関連明和町下水道事業として、新茶屋地区で本格的事業を開始し、管路施設工事などを実施しました。

未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくりについて。

学校教育では、土曜授業を各小中学校で実施することとし、補充的な学習や発展的な学習の充実に取り組むとともに、学習支援員の適正な配置などに努めました。また、生活相談員や巡回相談員、学習支援ボランティアなどの充実に努めるとともに、外国語教育を推進するため、外国語指導助手を2名に増員しました。

生涯学習事業として人気のある公民館講座は、33講座に644人、同好会は47講座に702人が参加していただきました。また、保健体育総務費では、各種事業の実施を体育協会に委託するとともに、関係団体へ活動費の補助などを行いました。

齋宮跡の保存と活用については、歴史的風致維持向上計画により、齋宮駅史跡公園口休憩所から、実物大復元建物周辺の整備に努めるとともに、実物大復元建物の完成記念イベントなどを実施しました。

協働で築くあたたかいまちづくりについて。

行政チャンネルの放送機器が老朽化してきたことから、映像の鮮やかなデジタルハイビジョン化に取り組みました。

電算システム関係では、社会保障・税番号制度への的確に対応するため、住民基本台帳システムをはじめとした、各種システムの改修に取り組みました。

町税の収納対策では、少額案件についても、三重県地方税管理回収機構に移管し、収納率の向上に努めました。

また、周辺市町との施策の連携においては、伊勢市との定住自立圏構想に加えて、松阪市を中心とする定住自立圏構想についても推進することとし、それぞれの圏域の特性を活かした取り組みになるよう、関係市町との協議を重ねました。

以上、実績等の報告といたします。

よろしくご審議を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため、午前の会議は提案理由の説明までとし、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

お昼から1時から。ありがとうございました。

（午前 11時 40分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

◎決算概要のについて

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明まででしたので、続いて、決算の概要について、一般会計、各特別会計、菊狭間環境整備施設組一般会計、その他は会計管理者に、水道事業会計は、上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者。

○会計管理者（山口 隆弘） 失礼いたします。

それでは、平成27年度一般会計及び7つの特別会計の概要について、簡略にご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

初めに、お手元に提出しております書類の確認をさせていただきます。

平成27年度明和町一般・特別会計歳入歳出決算書、平成27年度歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書、平成27年度主要施策の成果及び実績報告書の4冊でございます。

なお、ただいまから説明いたします資料は、平成27年度明和町一般・特別会計歳入歳出決算書及び平成27年度歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の2冊で説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、平成27年度明和町一般・特別会計歳入歳出決算書に基づき、各会計別に決算の概要をご説明申し上げます。

まず、明和町一般会計ですが、ページをおめくりいただきまして、ピンクの用紙の次のページから順次、説明をいたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

一番下の歳入合計収入済額は89億4,924万5,589円、2枚おめくりいただきまして、8ページの同じく一番下の歳出合計支出済額は83億8,869万6,609円でございます。歳入歳出差引額は、別冊、平成27年度歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の一般会計の99ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書の3、歳入歳出差引額5億6,054万8,980円、この額から翌年度へ繰り越すべき財源6,299万6,000円を差し引いた実質収支額は、4億9,755万2,980円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき事業は、総務費の津波対策緊急整備事業のほか5つの事業でございます。

引き続き、歳入歳出決算書に戻っていただきまして、1ページ、2ページ、歳入歳出決算書、歳入の上から順次説明をいたします。

第1款・町税、収入済額24億9,844万4,400円で、予算現額に対し1億5,210万400円の増、収納率は前年度より4.89ポイント上回って90.14%でした。また、不納欠損額9,586万2,639円、収入未済額1億7,755万8,797円であります。

第2款・地方剰余税、収入済額1億1,706万円、前年度より4.56%の増です。

第3款・利子割交付金、収入済額553万5,000円、前年度より15.02%の減です。

第4款・配当割交付金、収入済額1,885万5,000円、前年度より17.31%の減です。

第5款・株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,715万5,000円、前年度より31.38%の増です。

第6款・地方消費税交付金、収入済額3億8,935万2,000円、前年度より67.51%の増です。

第7款・ゴルフ場利用税交付金、収入済額565万8,027円、前年度より1.57%の増です。

第8款・自動車取得税交付金、収入済額2,808万3000円、前年度より61.42%の増です。

第9款・地方特例交付金、収入済額1,751万1,000円、前年度より4.57%の増です。

第10款・地方交付税、収入済額19億8,709万1,000円、前年度より2.97%の増です。

第11款・交通安全対策特例交付金、収入済額329万3,000円、前年度より9.29%の増です。

第12款・分担金及び負担金、収入済額559万6,030円、前年度より95.28%の減です。

第13款・使用料及び手数料、収入済額1億8,528万7,467円、前年度より276.69%の増です。収入未済額624万5,731円は、住宅使用料及び教育・保育施設等使用料です。

第14款・国庫支出金、収入済額9億6,047万6,709円、前年度より14.49%の増です。

第15款・県支出金、収入済額6億1,119万7,459円、前年度より45.22%の減です。

第16款・財産収入、収入済額1,551万1,425円、前年度より22.3%の増です。

第17款・寄附金、収入済額1億1,770万7,990円、前年度より347.13%の増です。

第18款・繰入金、収入済額6億4,269万6,654円、前年度より81.35%の増です。

第19款・繰越金、収入済額3億5,225万4,689円、前年度より54.62%の減です。

第20款・諸収入、収入済額1億597万9,739円、前年度より37.47%の増です。収入未済額467万9,522円は貸付金元利収入です。

第21款・町債、8億6,450万円、前年度より28.91%の増です。

以上、歳入合計収入済額は89億4,924万5,589円となり、予算現額91億4,562万3,000円に対して、97.85%の収入率となりました。

以上で、収入の説明を終わります。

引き続きまして、6ページをお願いします。

歳入歳出決算書、歳出ですが、詳細は平成27年度主要施策の成果及び実績報告書等に記載しておりますので、各款の支出済額とその概要について、簡単にご説明を申し上げますので、ご了承をお願いします。

まず、第1款・議会費、支出済額9,589万9,592円、執行率は98.94%、不用額103万408円です。

第2款・総務費、支出済額10億9,794万4,960円、執行率は65.81%、また翌年度繰越額5億4,526万2,000円で、津波対策緊急整備事業などです。不用額2,513万3,040円です。支出の主なもののは庁舎等維持管理経費、自主運行バス事業、総合行政システム費、災害対策費、徴税費、戸籍住民基本台帳費などです。

第3款・民生費、支出済額28億1,259万4,385円、執行率は98.67%です。不用額は3,803万9,615円です。支出の主なもののは、福祉医療費助成事業、障がい者への支援費、人権センター運営費、国保、介護保険、後期高齢者医療

各特別会計への繰出金、保育所運営経費などです。

第4款・衛生費、支出済額5億2,711万1,133円、執行率98.13%です。不用額は1,002万4,867円です。支出の主なものには予防接種、健康診査事業、伊勢広域環境組合及び菊狭間環境整備施設組合負担金、水道事業会計への繰出金などです。

第5款・労働費、支出済額9万4,274円、執行率は94.27%、不用額5,726円です。

第6款・農林水産業費、支出済額3億9,251万1,695円、執行率は94.29%です。また、翌年度繰越額1,799万9,000円で、水産物供給基盤機能保全事業です。不用額は576万1,305円です。支出の主なものには、水田集積助成事業ほか農業振興費、農業基盤整備事業、下御糸漁港の整備事業です。

第7款・商工費、支出済額9,502万237円、執行率は94.91%です。不用額は509万9,763円です。支出の主なものには、町商工会、町観光協会への補助金及び地域住民生活等緊急支援交付事業などです。

第8款・土木費、支出済額8億3,438万2,300円、執行率98.35%です。また翌年度繰越額50万円、急傾斜地崩壊対策事業です。不用額は1,353万6,700円です。支出の主なものには、町道坂本前野線等の社会資本総合整備事業、地積調査事業、公園管理費、農集・公共下水道事業特別会計への繰出金、町営住宅管理運営費などです。

第9款・消防費、支出済額2億9,648万4,731円、執行率は96.24%、不用額1,156万9,269円です。支出の主なものには松阪地区広域消防組合負担金です。

第10款・教育費、支出済額11億8,374万6,087円、執行率は96.06%です。不用額は4,853万4,913円です。支出の主なものには小・中・幼の教育施設環境整備ほか義務的経費、斎宮跡特別会計への繰出金、ふるさと会館指定管理委託料です。

第11款・公債費、支出済額7億5,451万9,215円、執行率は99.77%、不用額175万2,785円です。支出の償還内容は元金6億5,128万2,120円、利子1億

323万7,095円です。

第12款・予備費、不用額として1,000万円です。

第13款・諸支出金、支出済額2億9,838万8,000円で、執行率は92.94%です。不用額は2,267万7,000円です。支出の主なものは退職手当基金ほか12の基金への積み立てです。

以上、歳出合計支出済額83億8,869万6,609円で、予算現額91億4,562万3,000円に対して、91.72%の執行率で、前年度と比較して1.45%の減となり、翌年度繰越金について5億6,376万1,000円、不用額として1億9,316万5,391円であります。

引き続きまして、各特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

まず、明和町齋宮跡保存事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は9億5,786万8,996円です。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は8億9,822万9,415円、執行率は84.2%。また、翌年度繰越額1億6,185万4,000円で、主なものは歴史的風致維持向上計画推進事業です。不用額は672万9,585円です。歳入の主なものは国、県補助金、一般会計からの繰入金。歳出の主なものは史跡土地買い上げ事業、歴史的風致維持向上計画推進事業及び償還金などあります。

次に、明和町国民健康保険特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は30億8,707万4,488円です。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は30億217万4,211円、執行率は97.38%、不用額は8,072万5,789円です。

歳入の主なものは国庫支出金、療養給付費交付金、国民健康保険税です。保険税の収入済額は5億5,758万763円、収納率は78.41%で前年度より0.22%の増です。歳出は保険給付費の各療養給付費、高額医療費、後期高齢者支援費などが主なものであります。

次に、明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は3,914万4,203円です。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は2,412万8,166円、執行率は99.7%、不用額7万1,834円です。

2ページの歳入で、貸付金等償還収入の収入済額は1,919万9,976円、収納率は6.6%で、前年度より0.87%の増です。歳出の主なものは貸付金事業に対する元金・利子の償還金であります。

次に、明和町農業集落排水事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は2億1,831万309円。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額2億730万7,668円、執行率は97.19%、不用額599万2,332円です。

2ページ、使用料及び手数料の収入未済額は33万5,260円です。

歳出の主なものは施設の維持管理費、償還元金、利子、基金積立金であります。

次に、明和町公共下水道事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は5億5,283万1,567円です。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は5億3,098万3,116円、執行率は93.02%、不用額1,338万2,884円です。

2ページ、歳入のうち分担金及び負担金の収入未済額は104万5,000円、使用料及び手数料の収入未済額は58万5,360円です。歳出の主なものは施設・管路建設工事費及び償還元金、利子であります。

次に、明和町介護保険特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は21億8,534万308円。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は20億5,338万3,539円、執行率は94.4%です。不用額は1億2,182万7,461円です。

2ページ、歳入の主なものは保険料、国庫支出金、支払基金交付金で、保険料収入済額は4億5,975万296円、収納率は98.51%で、前年度より0.16%の増です。歳出の主なものは介護サービス給付費であります。

次に、明和町後期高齢者医療特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は4億4,641万2,080円。

続きまして4ページ。歳出合計支出済額は4億4,323万8,578円、執行率は99.2%です。不用額359万2,422円です。

2ページの歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、保険料収入済額1億4,669万8,136円、収納率は98.76%で、前年度より0.11%の増です。歳出の主なものは療養給付費負担金などであります。

以上で、平成27年度明和町一般会計及び各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

なお、決算書に合わせて提出いたしました、主要施策の成果及び実績報告書、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類の説明は省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

続きまして、平成27年度菊狭間環境整備施設組合一般会計の概要について、ご説明申し上げます。

菊狭間環境整備施設組合は、平成28年3月31日をもちまして解散をいたしました。その決算については、地方自治法施行令第5条第3項の規定による事務承継団体である明和町において、議会の認定をお願いすることとなりますので、よろしく願いいたします。

まず、お手元に提出しております書類の確認をさせていただきます。

平成27年度菊狭間環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算書と、歳入歳出決算事項別明細書が2冊に綴ってあるもの。それから、平成27年度決算の説明資料、平成27年度財産に関する調書の3冊です。

なお、ただいまから説明いたします資料は、平成27年度菊狭間環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたしますので、よろしく願いします。

それでは表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いします。

歳入の収入済額の合計1億1,717万6,530円、歳出の支出済額合計1億1,648万7,681円です。執行率は99.47%です。不用額は62万319円です。

歳入の主なものについては、明和町、玉城町からの負担金、前年度繰越金です。

歳出の主なものについては、塵芥収集のための人件費、収集車両の燃料費や修繕費などです。

歳入歳出の差引額は、資料の一番最後のページの実質収支に関する調書をお願いします。

実質収支に関する調書の3、歳入歳出差引額68万8,849円となっています。組合一般会計の収支は、解散の日をもって打ち切り、決算をしております。この差引額全額を承継団体である明和町一般会計に引き継ぎ、未収金ならびに未払い金を処理した後の残余金は、財産処分基礎割合、玉城町42.492%、明和町57.508%により、玉城町へ返還することとなります。

なお、合わせて提出しました決算の説明資料、財産に関する調書の説明は省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議賜わりお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

平成27年度明和町水道事業決算の説明をさせていただきます。

お手元の明和町水道事業決算書につきまして、1ページから11ページまでが決算書でございます。決算附属書類が12ページから29ページまで、決算参考資料が30ページから34ページまでとなっております。この決算書を中心に説明をさせていただきます。

それでは決算書1ページ、決算報告書をご覧ください。

単位は円で、消費税を含んでおります。

収益的収入及び支出の収入の部です。

第1款・水道事業収益、決算額は4億5,228万9,051円でございます。内訳は、第1項・営業収益が決算額3億5,844万6,121円で、予算額より311万

9,121円の増となりました。給水収益の増が主な要因です。

第2項・営業外収益、決算額は9,383万7,260円で、予算額より631万4,260円の増となりました。給水加入金の増が主な要因です。

第3項・特別利益は5,670円で、4,670円の増となりました。これは過年度の給水収益を修正し、修正益として計上したものでございます。

続きまして、支出の部でございます。

第2款・水道事業費用、決算額は4億1,646万8,899円。内訳は、第1項・営業費用が決算額3億5,129万4,787円で、不用額が1,173万3,213円となりました。不用額の主なものは修繕料、水質検査手数料、動力費などです。

第2項・営業外費用、決算額は6,512万2,932円で、不用額が50万9,068円となりました。一時借入金利息の不用分でございます。

第3項・特別損失、決算額は5万1,180円で、不用額が94万8,820円です。過年度水道料金の不納欠損分等の残です。

第4項・予備費、決算額は0円でございます。

次に、3ページ、資本的収入及び支出の収入の部です。

第3款・資本的収入です。決算額が6,737万6,343円です。内訳は、第2項・他会計補助金が決算額886万9,000円で予算額も同額です。

第3項・出資金、決算額4,704万1,000円、予算額も同額です。

第4項・工事負担金、決算額が1,146万6,343円で、予算額より23万1,657円の減でございます。水道管移設工事等の負担金の精算による減です。

第5項・雑収入は決算額0円です。

次に、支出の部、第4款・資本的支出、決算額は2億2,817万107円、内訳は、第1項・建設改良費で決算額が6,130万4,693円で、不用額が90万8,307円となりました。工事請負費の入札差金等でございます。

第2項・企業債償還金、決算額が1億6,686万5,414円で、不用額が586円となりました。なお、中段の※の部分ですが、資本的収支の決算で、支出に対する収入不足分1億6,079万3,764円は減債積立金及び建設改良積立金の取

り崩しにより補てんいたしました。

次に、5 ページ、水道事業損益計算書を説明させていただきます。

この計算書は、消費税は含まれておりません。

1 営業収益、真ん中の列でずか、合計が3億3,194万6,247円。

2 営業費用は合計が3億4,216万5,766円で、収益から費用を差し引くと、マイナスになりまして、1,021万9,519円の営業損失でございます。

3 営業外収益は合計が9,250万691円。営業外費用は5,112万2,932円で、差し引きが4,137万7,759円のプラスとなります。これを営業損失と差引いたしまして、3,115万8,240円の経常利益となりました。

5 特別利益は378万6,450円で、特別損失4万7,384円との差額が、373万9,066円、これを経常利益から差し引きいたしまして、3,489万7,306円が、平成27年度の純利益でございます。

次に、6 ページ、水道事業貸借対照表を説明させていただきます。

資産の部、固定資産、有形固定資産合計、3列目になりますが、56億9,486万7,240円でございます。有形固定資産明細は、2列目にもありますが、詳細が決算附属書類24ページ、25ページに記載していますので、後ほどご覧ください。

2 流動資産合計は4列目です、6億7,803万9,814円、この内訳は現金預金、未収金、貯蔵品等です。未収金の内訳は、30ページの決算参考資料に記載してございます。

固定資産と流動資産の合計額が、資産合計で63億7,290万7,054円となります。

次に、負債の部、3 固定負債の合計が19億401万2,894円でございます。

内訳は企業債でございます。

それから、4 流動負債合計が、2億1,048万8,991円、内訳の主な内容は、未払金、その他、流動負債、企業債です。こちらの企業債につきましては、翌年度の元金償還分を、固定負債から分離し、流動負債として計上している

ものでございます。

繰延収益の合計は、13億1,502万6,417円でございます。固定負債、流動負債、繰延収益を合計しまして、負債の部、合計は34億2,952万8,302円でございます。

次に、資本の部、7ページをご覧ください。

資本金合計が18億3,548万55円、内訳は自己資本金です。

5 剰余金合計がしたから3段目になりますが、11億789万8,697円、内訳は資本剰余金と利益剰余金です。

資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計が、下から2段目、29億4,337万8,752円で、この資本合計と6ページの負債合計とあわせた額が、負債資本合計63億7,290万7,054円となりまして、資産合計と一致いたします。

次に、8ページ、キャッシュフロー計算書について、説明させていただきます。この計算書は発生主義会計に基づいて作成される損益計算書、貸借対照表とは別に、現金の収入支出に関する経営状況を把握するものでございます。

一番下になりますが、資金期末残高の金額6億1,122万9,768円は、6ページ貸借対照表の流動資産の現金預金と同額になります。

次に、9ページ剰余金計算書の説明をさせていただきます。

表の上段2列目、前年度処分額ですが、こちらの10ページのほうになりますが、昨年9月定例会におきまして議決いただき、未処分利益剰余金を減債積立金と建設改良積立金に積み立ていたしました。それが表の下段になりますが、年度末に起債償還及び建設改良事業の財源として、取り崩しを行い、年度末残高が減債基金9万1,640円、建設改良積立金7,894万6,703円となりました。

その他の科目につきましては、表の一番下が当年度末残高となっております。この金額は貸借対照表の金額と一致いたします。

続きまして、11ページ、剰余金処分計算書、案でございます。この利益剰

余金の処分案につきましては、午前の本議会において、議決していただきましたので、減債積立金への積み立てを行います。

ここまでが決算書でございます。

次に、決算附属書類でございます。

12ページの事業報告書をご覧ください。

平成27年度の主な工事は、公共下水道事業、町道改良事業等に伴う水道管移設工事、老朽管対策としての仕切弁設置工事、計量法に基づく量水器取替工事等を実施しました。詳細につきましては、13ページに記載しておりますので、ご覧ください。

続きまして、14ページをご覧ください。

業務量ですが、給水戸数8,690戸で、前年度比138戸、1.61%の増でございます。給水人口は2万3,104人で6人の減、0.03%の減でございます。

給水契約は、8,459件で113件の増、消火栓につきましては、722基で1基の増となっております。

次に、15ページ、配水状況です。こちらは2カ年の記録を載せております。平成27年度の年間配水量は282万1,458立米、1日平均配水量は7,709立米、有収水量は244万9,776立米で、有収率は86.83%でございました。

下の表は水源地の電力量及び塩素補充量です。後ほどご覧ください。

続きまして、16ページ、17ページは、指定給水装置工事事業者の一覧です。平成27年度末で153業者が登録をされております。

次に、18ページ、19ページでございます。

事業収入及び事業費に関する事項です。

平成27年度の主な項目のみ前年度との比較を説明いたします。

上段の金額で説明します。

営業収益のうち給水収益は3億3,058万1,972円で、前年度より132万8,085円の増でございます。給水戸数の増です。

営業外収益につきましては、給水加入金が1,670万7,141円、2億7,575万

3,599円の減になっております。こちらは昨年度決算におきまして、流動負債の前受金に計上しておりました、以前からの加入金を会計基準の見直しに合わせて、当科目に振り替えたことによる減でございます。

次に、19ページ事業費です。

営業費用のうち原水及び上水費が8,832万7,591円で、695万9,302円の減でございます。これは平成27年度より県企業庁の南勢水道が、基本料金の改定を行いましたことによるものでございます。

資産減耗費が324万684円で、5,664万3,733円の減です。平成26年度決算は創設当時より累積されておりました資産の除却処理を行ったため、多額の資産減耗費を計上いたしました。今後は、27年度の計上額等で推移するものと考えます。

それから、営業外費用、消費税及び地方消費税で1,400万円減でございますが、こちらは給水加入金の収益計上を一括して行ったため、多額の消費税が発生したものでございます。

次に、20ページ、21ページでございますが、こちら重要契約の要旨につきましては、工事請負の中で、金額が高額なものを計上しております。

それから、下段の企業債及び一時借入金の概況ですが、本年度末残高としまして、20億7,055万4,894円となっております。

次に、22ページ、23ページは、18、19ページの詳細になりますので、省略させていただきます。

24ページをお願いいたします。固定資産明細書です。

有形固定資産ですが、当年度の増加額合計が1億3,910万4,186円、当年度の減少額が9,018万9,196円、年度末現在額が78億8,159万5,397円となります。減価償却累計額につきましては、累計で21億8,672万8,157円で、年度末償却未済高が56億9,486万7,240円でございます。この額が6ページ貸借対照表の固定資産合計額となります。

次に、26ページから29ページにかけて、企業債の明細書を付けております。

昭和62年度から平成27年度末までの借入金合計額は、28ページの下段になりますが、発行総額が35億9,480万円で、当年度の償還高合計は、29ページで、2億1,798万8,237円、未償還残高が20億7,055万4,894円となっております。

次のページ以降は、決算の参考資料でございます。

30ページに未収金内訳と年度別の水道料金の未収一覧、31ページ、32ページに固定資産一覧表、33ページに補てん財源の残高調書、34ページに、過去3カ年の事業概要推移表を添付してございます。

以上で、平成27年度明和町水道事業決算に関する説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） これで、決算の概要説明を終わります。

◎監査委員の補足説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、西村監査委員に意見書の補足説明を求めたいと思います。

西村代表監査委員、登壇願います。

（西村和久監査委員 登壇）

○監査委員（西村 和久） 西村でございます。よろしく願いいたします。

議長より指名をいただきましたので、平成27年度決算審査の補足説明をさせていただきます。

ただいま、上程されました平成27年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに菊狭間環境整備施設組一般会計についての意見審査書は、議案書に添付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

去る7月13日から7日間の日程で、松本監査委員とともに、平成27年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに菊狭間環境整備施設組一般会計の決算と、各基金の運用状況の審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、関係課長・監より決算概要や主な事業の成果についての説明を受けた後、係長及び職員からの説明とともに、関係諸帳簿あるいは証拠書類等の照合を行いながら慎重に審査を実施いたしました。審査の結果は計数的に誤りなく処理されていることを認めましたので、ここに報告をさせていただきます。

審査の中で、特に今後の行政運営に活かしていただきたい、または、留意すべきだと思われる事項について、補足をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入面では、毎年、議員の皆様からも指摘がされております、町税、保険料、貸付金及び使用料などの収納状況については、混迷する社会状況を考えると一層厳しくなっていますが、担当所管課はもちろんのこと、職員全体の問題として捉え、未収金解消を遂行し、その努力の結果が見受けられました。今後も継続して、より一層の未収金の解消を願うものであります。

しかし、町税の収納状況は過年度滞納分を含めると収納率89.47%で、昨年度に対して5.24%の増となったものの、依然、自主財源の確保が課題となっております。引き続き税負担の公平性、受益者負担の観点から納税納付に対する理解を求め、納税機会の拡充など、さらなる努力をお願いしたところでございます。

次に、歳出につきまして、会計規則、会計法令に準拠し、支出されておりました。事務的な細かな指摘事項は、各課長等をはじめ全職員に周知していただくよう申し入れをいたしました。特に予算計上の趣旨を十分に理解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的な予算執行にあたられるよう、強く要請をいたしました。

歳入歳出全般的には、適切な財政運営が認められています。

平成27年度は、実質単年度収支は黒字でありました。また経常収支比率が86.0%という数値は、財政硬直化の姿を物語っております。今後の財政運営により一層努力をお願いするものであります。

また一方で、町債の累積額は特別会計を含めると、約138億1,300万円と

なることから、後世への影響が懸念されるところであり、事業の必要性等を十分に勘案し、その抑制に努めるようにも要請をいたしました。

なお人事管理につきましては、健康管理及びワークライフバランスの推進に向け、時間外勤務の抑制及び年次有給休暇の積極的な取得に努めるとともに、増大する業務に対応するため、必要に応じた職員の増員や嘱託職員の採用など、適正な人事配置を進めるよう提言を行いました。

地方自治体は、人口急減、超高齢化への対応に加え、大規模地震等の災害に万全の対策を講じ、地域住民が安全に、安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を創造していかなければなりません。

明和町では、平成27年9月定例会において、義務教育施設及び庁舎建設に向けて、公共施設等建設特別委員会が設置されました。今後、これらの大規模プロジェクトへの対応が急務となる中、財政運営に求められることは、行財政改革の趣旨に基づき、各事業を含めた施策の見直すと改善、また新規財源の確保、事務の簡素効率化、経費削減のための内部努力と職員の意識改革等であると考えます。

第5次総合計画の基本理念である「人と地域の活性の創造」をめざし、地域の活力を高める絆を育みながら、住民等とともに行政の協働による本町の特徴を活かした独創的な活力あるまちづくりができるよう、健全財政の堅持になお一層の取り組みを望むところであります。

これからも、すべての町民が、この町に夢と希望を持ち続け、幸せを実感できるような「歴史・文化と自然が輝き、快適で心豊かな“和のまち明和”」をめざされることを要望し、補足説明といたします。

◎認定第1号の質疑

○議長（辻井 成人） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行い

ます。

質疑につきましては、この後、特別委員会を設置のうえ、特別委員会に付託をし、詳細な審査をお願いする予定をしておりますので、各会計とも歳入歳出全般を対象に質疑をお願いします。

まず、認定第1号 平成27年度明和町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第1号の質疑を終わります。

◎認定第2号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第2号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第2号の質疑を終わります。

◎認定第3号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第3号 平成27年度明和町国民健

康保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第3号の質疑を終わります。

◎認定第4号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第4号 平成27年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第4号の質疑を終わります。

◎認定第5号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第5号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第5

号の質疑を終わります。

◎認定第6号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第6号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第6号の質疑を終わります。

◎認定第7号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第7号 平成27年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第7号の質疑を終わります。

◎認定第8号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第8号 平成27年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第8号の質疑を終わります。

◎認定第9号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第9号 平成27年度明和町水道事業決算認定の質疑を行います。

質疑は収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第9号の質疑を終わります。

◎認定第10号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第10号 平成27年度菊狭間環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第10号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

◎決算認定の常任委員会付託

○議長（辻井 成人） お諮りします。

一括上程した各議案について、さらに詳細な審査を願うため、先日ご協議いただきましたように、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定しました。

○議長（辻井 成人） 委員名簿を配布する間、暫時休憩いたします。

（午後 1時 47分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 50分）

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（辻井 成人） お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、先
日ご協議いただきましたものに基づき、委員会条例第6条第4項の規定によ
って、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり
選任することに決定しました。

名簿を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） ただいま決定しました、決算特別委員会の正副委員長
の選任につきましては、先日、全員協議会でご協議いただきましたとおり、
慣例によりまして、総務産業常任委員会の正副委員長を選任することに、ご
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、決算特別委員長に奥山幸洋議員、副委員長に山内理議員を選任す
ることに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月15日、16日、20日の、それぞれ9時から開催
をいたします。

◎議案第62号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第40 議案第62号 平成28年度 防-2 災害対策

事業明和町デジタル防災行政無線（移動系）整備工事請負契約を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第62号 平成28年度 防-2 災害対策事業明和町デジタル防災行政無線（移動系）整備工事請負契約につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る9月8日に執行いたしました、一般競争入札により、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田 一成） それでは、議案第62号 平成28年度 防-2 災害対策事業明和町デジタル防災行政無線（移動系）整備工事請負契約の詳細説明を申し上げます。

追加議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。

契約の目的は、平成28年度 防-2 災害対策事業明和町デジタル防災行政無線（移動系）整備工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札です。

契約金額は7,430万4,000円で、うち消費税が550万4,000円でございます。

契約の相手方は、名古屋市名東区猪高台1丁目1315番地、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部 部長 新田洋司でございます。

定例会資料、追加分の1-2-1をご覧くださいと思います。

工事の名称は、記載のとおりでございます。

入札の日時は、平成28年9月8日、午後2時でございます。

入札結果は、下表のとおりでございます。3社から申込みがありましたが、うち1社から工期を守れないことが、ちょっと判明をしたということの理由で辞退届けが出されましたので、2社による一般競争入札を行いました結果、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部が、6,880万円で落札をいたしました。

次のページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて7,430万4,000円でございます。設計金額等につきましては、消費税を含むが9,238万8,600円、消費税抜きが8,554万5,000円でございます。

予定価格は、消費税含むが9,238万8,600円、消費税抜きが8,554万5,000円でございます。

最低制限価格は、消費税含むが6,159万2,400円、消費税抜きが5,703万円でございます。落札業者は記載のとおりでございます。

工期は契約の日から、平成29年3月15日限り、工事場所は、明和町大字馬之上地内ほかでございます。

工事の概要につきましては、防災企画課長からご説明をさせていただきますと思います。

○議長（辻井 成人） 続いて、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

明和町デジタル防災行政無線（移動系）整備工事の概要について、ご説明申し上げます。

資料の2-1-1をご覧くださいと思います。

今回、整備いたします、デジタル防災行政無線移動系のシステム系統図となります。資料の左側になりますが、四角囲みにつきましては、役場庁舎、基地局整備でございます、上段の真ん中が、統制局制御装置、その左側の統制台、一番右側でございますが、基地局無線送受信器装置でございます。こちらにつきましては、役場2階の現在の無線室に設置いたします。

統制局制御装置とつながって表示いたしております、遠隔制御装置につきましては、防災企画課、上下水道課、大会議室に設置いたします。災害時だけでなく、平常時におきましても、それぞれの執務室から通信できるように整備するものでございます。この遠隔制御装置につきましては、現在も同じ場所に設置しております。

それと、役場の塔屋、この四角のですね、上側部分から四角囲みの外に出ているものでございますが、これはアンテナを表しております。送信用アンテナと受信用アンテナを2基ずつ、東北東方向と南南西方向の4方を振り向け設置いたします。この塔屋には、既に三重県のデジタル防災無線のアンテナが設置されており、お互いが干渉せず、また東海総合通信局からアンテナからの出力を必要最低限に抑えなければなりません。そういったことが免許の交付の対象となってまいりますが、東海総合通信局と協議をした結果、4基、2方向に向け設置することといたしております。

追加資料の2-1-2をご覧くださいと思います。

こちらはちょっと赤字も混じって、ご覧くださいにくいわけですが、役場の立面図を表しております。右側のちょっと出っ張ったところが塔屋でございますが、その塔屋の東側と西側にアンテナを設置するということといたしております。

資料2-1-1にお戻りいただきたいと思います。

右に表示しております3つの囲みでございますが、3つの四角につきましては、上から、真ん中が車載型無線機と携帯型無線機を表しております。一番上につきましては、みどり保育所と下御糸小学校に設置する携帯型無線機

を表しております。電波調査を行った結果、町が指定避難所に指定している小学校、保育所、幼稚園、こども園のうち、みどり保育所と下御糸小学校には、屋外アンテナの設置が必要との結果が出ましたので、この2箇所には屋外アンテナを設置することといたしております。

他の小学校、幼稚園、保育所、こども園につきましては、携帯型のアンテナを設置することで対応できるということでございます。

資料2-1-3をご覧くださいと思います。

こちらがみどり保育所の立面図となります。みどり保育所の増築した園舎の屋根にアンテナを設置いたします。4本の支線ワイヤーで固定し、携帯型無線機につきましては、職員室に設置いたします。

資料2-1-4をご覧くださいと思います。

下御糸小学校の立面図でございます。校舎の2階西側の壁面に、アンテナを設置いたします。携帯型無線機につきましては、職員室に配置することでございます。

追加資料2-1-1にお戻りいただきしたいと思います。

右側2段目の四角囲みでございますが、車載型の携帯機を表しております。現在、設置しております公用車7台に載せ変えるという形になってまいります。

一番下の四角囲みでございますが、携帯型無線機を示しております。今回、携帯型無線機を現行21基のところ、33基に増やします。これは車載型無線機も合わせて40基以上にすることによりまして、総務省から割り当てられる無線の周波数が2波となります。安定した通信を確保することができるということでございます。1周波数あたり、最大4チャンネルの多チャンネル化になり、今回の整備が2波割当になりますと、1チャンネルが制御用チャンネルとして使用することになりますので、7チャンネルを使用し、連絡通信やデータ電送など同時に行うことができることとなります。

また、この事業につきましては、周波数有効利用促進事業の補助金制度を

活用いたします。この制度において、携帯無線機において、既存の台数を超える分の12基分につきましては、2－1－1、一番下でございます。右側の四角囲みの一番下でございますが、補助対象外になります。それ以外の基地局無線送受信装置、統制局制御装置、統制台、遠隔制御装置、電源装置、無線機、こちらについては補助対象でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 企画課長にちょっとお尋ねしますけども、これメーカーさんと一遍また話し合いをしていただきたいと思いますが、みどり保育所と下御糸小学校の外壁関係のケーブルを入れる配管がですね、H I V Eと書いてありますけども、これは地中埋設用の塩ビ管ですので、金属管に変更していただかないと、将来、熱等でですね、伸び縮みして、継ぎ手が外れたりとか、さまざまなことが、私の経験でありますので、金属管に変更するようにご指示を願いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） ありがとうございます。

まだ、工事が始まっておりませんが、ご指摘いただきましたH I V E管からですね、金属管のほうへ変えるかどうか、それについては、これから契約する請負業者のほうと、詳細に内容について詰めさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（辻井 成人） 10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 入札差金もたっぷりございますので、是非きちんとした工事をしていただきたいと思えます。以上です。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第62号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第62号 平成28年度 防-2 災害対策事業明和町デジタル防災行政無線(移動系)整備工事請負契約を採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○議長(辻井 成人) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(辻井 成人) これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 2時 05分)
